

令和5年第4回養老町定例会会議録

令和5年第4回養老町議会の定例会を養老町議会議事堂に招集されたので会議を開いた。

その次第は次のとおりである。

○議事日程（令和5年12月11日第1日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第9号 専決処分^{（一）}の報告について（養老町営住宅の管理に関する和解）
- 日程第5 議案第48号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第49号 養老町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第50号 養老町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第51号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第52号 養老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第53号 養老町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第54号 養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第55号 養老町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第56号 養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第57号 養老町上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第58号 養老町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第59号 養老町火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第60号 養老町公共下水道施設管理運営基金条例等を廃止する条例について
- 日程第18 議案第61号 令和5年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更について
- 日程第19 議案第62号 令和5年度養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れの変更について

ついて

- 日程第20 議案第63号 令和5年度養老町一般会計補正予算（第5号）
日程第21 議案第64号 令和5年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第22 議案第65号 令和5年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第1号）
日程第23 議案第66号 令和5年度養老町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
日程第24 議案第67号 令和5年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第25 議案第68号 令和5年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
日程第26 議案第69号 令和5年度養老町上水道事業会計補正予算（第1号）
日程第27 議案第70号 令和5年度養老町公共下水道事業会計補正予算（第1号）
日程第28 選挙第4号 選挙管理委員及び同補充員の選挙について
日程第29 発議第8号 養老町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 野村 永一

○出席議員

1番	佐野 伸也	2番	大橋 みち子
3番	西脇 康	4番	清水 由美子
5番	北倉 義博	6番	岩永 義仁
7番	吉田 太郎	8番	早崎 百合子
9番	野村 永一	10番	松永 民夫
11番	水谷 久美子		

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	川地 憲元	副町長	田中 一也
教育長	森島 恵照	総務部長	川口 智也
総務部総務課長	近藤 晴彦	総務部 企画財政課長	尾前 眞理
総務部税務課長	永嶺 早苗	住民福祉部長	近藤 真由美

住民福祉部 住民環境課長	伊藤めぐみ	住民福祉部 健康福祉課長	藤田勝彦
住民福祉部 子ども課長	香川明美	産業建設部長	大倉修
産業建設部参事兼 産業建設部長 産業観光課長	竹中修	産業建設部長 建設課長	吉村和人
産業建設部長 水道課長	加納康宏	会計管理者	松岡弘泰
会計課長	若山実穂	教育委員会 事務局局長	中島恵美
教育委員会 教育総務課長	大橋嘉代	教育委員会 生涯学習課長	西脇直樹
消防長	高橋正人	消防次長兼 消防課長	大倉巧
消防次長兼 消防総務課長	古川博規	予防課長	辻政人

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会事務局長	中島和哉	議会事務局書記	國枝利法
--------	------	---------	------

(開会時間 午前9時30分)

○議長(野村永一君) おはようございます。

令和5年第4回養老町議会定例会を開会するに当たり、議員並びに執行部各位には、何かと御多用のところ御出席を賜りありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。傍聴席の皆様も御一緒をお願いいたします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(野村永一君) ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は、全員出席であります。

なお、執行においては、提出議案の審議に当たり、辻予防課長が出席しております。

ここで報道機関に限り、傍聴席より議場内の会議の状況について、取材のための写真撮影を許可いたしました。また、インターネットライブ中継及び録画放送のため、議場内のビデオ撮影を行います。このインターネットライブ中継は、役場1階ロビーのモニターでも放送いたします。

ただいまから令和5年第4回養老町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

○議長(野村永一君) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定によって、5番 北倉義博君、6番 岩永義仁君を指名します。

○議長(野村永一君) 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

ここで、12月5日、議会運営委員会が開催され、本定例会の運営等について審査されました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 早崎百合子君。

○議会運営委員長(早崎百合子君) 議会運営委員会報告をさせていただきます。

12月5日午前9時30分より、委員及び議長並びに執行部出席の下に開会いたしました。協議事項は、第4回養老町議会定例会の運営についてであります。

会期は、12月11日月曜日から12月21日木曜日までの11日間で、本会議開会時間は午前9時30分と決定いたしました。

議事日程につきましては、1. 開会宣言、2. 会議録署名議員の指名、3. 会期の決定、4. 諸般の報告、5. 議案の提案説明及び委員会付託、6. 町政一般に関する質問、7. 議案の審議、この順序で議会運営を行うことに決定いたしました。

なお、今定例会においてもユーチューブにおけるライブ配信、録画配信を行うこと、またユーチューブにおけるライブ配信を役場ロビーのモニターでも中継すること。この

ほか説明、質問、答弁については、川地町長と一般質問と委員長報告を除いては自席で行うこと、以上のとおり決定いたしました。

次に、一般質問につきましては、議会２日目の12月20日水曜日に行うこととし、議員1人当たりの質問、答弁の時間を60分以内、発言順序はくじ引により決定した順に行うことと決定いたしました。

次に、審議する議案等につきましては、専決処分の報告1件、条例の制定1件、条例の一部改正11件、条例の廃止1件、繰入れの変更2件、令和5年度一般会計及び特別会計の補正予算8件、以上、計24件であります。

次に、審議方法につきましては、初めに議事日程の日程第4、専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する和解）は、地方自治法第180条第2項の規定による議会への報告でありますので、報告のみを受けること。

次に、日程第5、督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてから日程第17、養老町公共下水道施設管理運営基金条例等を廃止する条例についてまでの13議案については、議会初日に逐条上程し、提案理由の説明を受けて、総括質疑後、熟議を図るためにそれぞれ所管の総務民生委員会及び産業建設委員会にその審査を付託し、議会最終日に委員長報告を受けて、各委員長への質疑後、討論を経て採決を行うこと。

次に、日程第18、令和5年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更についてから日程第27、令和5年度養老町公共下水道事業会計補正予算（第1号）の10議案については、議会初日に逐条上程し、提案理由の説明を受け、総括質疑後、熟議を図るために予算特別委員会にその審査を付託し、議会最終日に委員長報告を受けて、委員長への質疑後、討論を経て採決を行うこと。

付託先の各委員会の日程については、まず日程第5、督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてから日程第13、養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について及び日程第15、養老町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてと日程第16、養老町火災予防条例の一部を改正する条例についての計11議案の審査の付託先である総務民生委員会は、12月13日水曜日の午前9時30分から開催するよう総務民生委員長へ要請すること。

次に、日程第14、養老町上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてと日程第17、養老町公共下水道施設管理運営基金条例等を廃止する条例についての計2議案の審査の付託先である産業建設委員会は、12月13日水曜日の午前11時から開催するよう産業建設委員長へ要請すること。

最後に、日程第18、令和5年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更についてから日程第27、令和5年度養老町公共下水道事業会計補正予算（第1号）までの

計10議案の審査の付託先である予算特別委員会は、12月13日水曜日の午後1時30分から開催するよう予算特別委員長へ要請すること。

以上のとおり決定いたしました。

次に、日程第28、選挙管理委員及び同補充員の選挙については、議会初日の議案の審議が終了した後に上程し、選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、議長による指名推薦とすることと決定いたしました。

次に、日程第29、養老町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてであります。

養老町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についての議案が地方自治法第112条及び養老町議会会議規則第14条の規定により議長に提出されましたので、議会初日の議案の審議と選挙管理委員及び同補充員の選挙についてが終了した後に上程し、当議案の審議方法については、この議案は議員発議でございますので、提出者から提案説明を受け、質疑を行った後に討論を経て、採決を行うことと決定いたしました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（野村永一君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日12月11日から12月21日までの11日間にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日12月11日から12月21日までの11日間と決定いたしました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

本日の日程等については、お手元に配付してあるとおりであります。

また、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和5年8月から10月分までの現金出納検査結果報告書が議長に提出されています。

これで諸般の報告を終わります。

ここで、町長の挨拶をお願いいたします。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 改めまして、おはようございます。

本日ここに令和5年第4回養老町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては御多用の中、また時節柄寒い中、御出席賜りまして厚く御礼申し上げます。

開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

早いもので、今年も残すところあと僅かとなりました。昨年12月に町民の皆様の御支

援を賜り、町政の重責を担わせていただき、町長に就任してから間もなく1年が経過しようとしております。

この1年を振り返りますと、令和2年1月以降、国内では約3年4か月の長期にわたり蔓延した新型コロナウイルス感染症は、今年5月に感染症法上の位置づけが変わり、様々な制限が徐々に解除され、人々の動きも活発となり、日常の社会経済活動が再開してまいりました。

新型コロナウイルス感染症の影響により地域のコミュニティーが希薄になってしまうのではないかと危惧しておりましたが、養老公園県営化100周年の各事業をはじめ、町内各地域では夏祭り、運動会、敬老会など、地域の皆様の御尽力により様々な地域行事やイベントが工夫を凝らしながら開催され、人と人との交流を通して地域のつながりに心強く感じておるところでございます。

しかしながら、本町の状況は少子高齢化、人口減少、人口構造の変化が進む中、税収は減が予想される一方で社会保障費は増大する見込みであり、また多様化、高度化する町民ニーズに効果的、効率的に対応したまちづくりには、町民の皆様の行政との協働による推進が不可欠であると考えております。

今後も財政運営を取り巻く環境は厳しい状況が続くと予想されますので、財政の健全化を図るとともに、さらなる少子化、子育て支援の対策、また安心・安全なまちづくり対策など早急に対応すべき様々な課題が山積しておりますが、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向け、町民の皆様の快適な生活環境の確保と堅実な行財政の運営に尽力してまいりたいと考えております。

次に、政府は去る11月に、1. 物価高から国民生活を守る、2. 地方・中堅・中小企業を含めた持続的賃上げ、所得向上と地方の成長を実現する、3. 成長力の強化・高度化に資する国内投資を促進する、4. 人口減少を乗り越え、変化に力する社会変革の起動・推進をする、5. 国土強靱化、防災・減災など国民の安全・安心を確保するのこの5つの柱で構成されましたデフレ完全脱却のための総合経済対策を閣議決定し、11月29日に国の補正予算が成立しております。本町といたしましても、重点支援地方交付金の住民税非課税世帯への給付につきましては、速やかにお届けできるよう本定例会に補正予算を計上しております。

また、エネルギー、食料品価格の物価高騰の影響を受けている青果者や事業者に対して、きめ細かな必要支援が届くよう国・県の動向を注視しながら支援策を検討してまいりたいと考えております。

少し話は変わりますが、昨日、上多度地区で町民会議を主体といたしました防災訓練が実施されております。地元の議員さんをはじめ、私も総務課、企画財政課、消防本部と危機管理の部門を連携しながら参加させていただきました。ここ数年、本町では大きな災害、人災はないものの、岐阜県の航空防災隊の援助訓練、消防団第4分団による放

水訓練、地震体験車による体験、避難所での仮設トイレや簡易ベッドの設営、応急手当で訓練など、特に土砂災害警戒区域に指定されている上多度地区ということで、自分の命は自分で守るという精神の下、自助・共助の部分で確認が図られていると思っております。緊張感を持って実施され、防災隊の意識の高揚と訓練に感謝したいと思っております。こういった訓練は各地域でも継続して行っていただけるというふうに願っております。

今回の定例会におきましては、専決処分の報告が1件、令和5年度一般会計、特別会計、企業会計の補正予算及び条例の制定、一部改正など、関係諸議案23議案を提出しております。慎重審議、御審議賜りますようお願いを申し上げ、冒頭の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（野村永一君） 町長の挨拶が終わりました。

○議長（野村永一君） それでは、日程第4、報告第9号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する和解）を上程し、議題とします。

なお、本件は地方自治法第180条第2項の規定による報告であるため、報告のみを受けたいと思います。

町長より報告を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました報告第9号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する和解）の概要を説明させていただきます。

この和解につきましては、訴えの提起後、相手方より本件住宅の明渡し、滞納家賃を分割納付にて返済するとの申入れがあり、令和5年9月27日に大垣簡易裁判所にて開催されました第2回口頭弁論にて、裁判上の和解が成立したので専決処分をさせていただきました。和解した事項につきましては、別紙専決処分書のとおりでございます。

以上、報告第9号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する和解）の説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 報告が終わりました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第5、議案第48号から日程第27、議案第70号までの計23議案は、逐条上程後、提案理由の説明を受け、総括質疑のみ行います。

まず、日程第5、議案第48号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第48号 督促手数料の廃止に伴う関

係条例の整備に関する条例の制定について説明をさせていただきます。

督促手数料の徴収に係る事務負担の軽減や納付者の利便性の向上等の観点から、町税に係る督促手数料を廃止するとともに他の督促手数料についても整合性を図るため、養老町税条例ほか9つの条例について、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務部長に補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（野村永一君） 川口総務部長、自席にて補足説明。

○総務部長（川口智也君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

税制改正により、令和5年4月から、地方税においては納税方法の拡大や収納事務の効率化等を図るため、全国一斉に地方税統一QRコードを利用した収納が開始され、電子納付手続の拡大措置が講じられました。これに伴い、金融機関では令和5年6月から、町税及び税外収入金の納付期限経過後の督促手数料等に係る確認事務が廃止され、納付書に記載されている金額のみ収納する取扱いとなっております。

この取扱いによりまして、町では後日、督促手数料100円のみ納付書を改めて作成し、納付する事務処理が生じることから、事務の煩雑をなくし、事務負担の軽減や納付者の利便性向上等を図るため、関係条例を整備し督促手数料を廃止するものです。

なお、督促状の発送及び延滞金の徴収につきましては、地方税法の規定により引き続き実施いたします。

それでは、本条例案の内容について、条を追って説明させていただきます。

まず、第1条、養老町税条例の一部改正でございます。

別添資料の養老町税条例新旧対照表を御覧ください。

第2条第4号中の「督促手数料、」を削り、第14条の督促手数料に関する規定を削除するものです。

次に、第2条、町税以外の諸納付金の督促手数料、延滞金徴収並びに滞納処分執行条例の一部改正でございます。

新旧対照表を御覧ください。

題名を町税以外の諸納付金の督促、延滞金徴収及び滞納処分執行条例に改め、第3条の督促手数料に関する規定を削り以下の条を繰り上げるほか、督促手数料の用字用語の修正をするものです。

次に、第3条、養老町後期高齢者医療に関する条例の一部改正でございます。

新旧対照表を御覧ください。

第5条、督促手数料に関する規定を削除するものです。

次に、第4条、養老町コミュニティ・プラント事業受益者分担金徴収条例の一部改正でございます。

新旧対照表を御覧ください。

第10条中、「分担金の督促手数料」を「分担金の督促」に改めるとともに、引用している条例の題名を改めるものです。

次に、第5条、養老町介護保険条例の一部改正でございます。

新旧対照表を御覧ください。

第10条、督促手数料に関する規定を削除するものです。

次に、第6条、養老町農業集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部改正でございます。

新旧対照表を御覧ください。

第10条中、「分担金の督促手数料」を「分担金の督促」に改めるとともに、引用している条例の題名を改めるものです。

次に、第7条、養老町下水道条例の一部改正でございます。

新旧対照表を御覧ください。

第25条第3項、督促手数料に関する規定を削り、以下の項を繰り上げるものです。また、第26条中「督促手数料」を削るものです。

次に、第8条、養老町下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正でございます。

新旧対照表を御覧ください。

第10条第2項、督促手数料に関する規定を削り、以下の号を繰り上げるものです。

最後に、附則第3項、養老町農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例及び養老町教職員住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。

新旧対照表を御覧ください。

関係条例の改正として、引用する条例の題名を改めるものです。

施行日についてであります。令和6年4月1日から施行いたします。ただし、経過措置として、令和5年度以前の会計年度に属する歳入に関して発送した督促状に係る督促手数料については、従前の例によることといたしております。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 11番 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） ただいまの提案説明で事務負担の軽減ということは理解はできるんですが、納付者の利便性の向上という点でいけば、利便性の向上というのは優れた状態に向かうというふうな内容だと理解しますが、その利便性が本当に向上するのか、

その点についてももう少し具体的な説明を求めたいと思います。

○議長（野村永一君） 川口総務部長、自席にて答弁。

○総務部長（川口智也君） ただいまの水谷議員の質問についてお答えいたします。

督促手数料のみの納付書を送ると、またそれを払いに行っていたらいけないということなので、2回行っていただくということがなくなるかということで上げております。

○議長（野村永一君） そのほか質疑ございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第6、議案第49号 養老町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第49号 養老町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

養老町一般職の職員の給与が国に準じて改正されることに伴い、養老町議会議員の期末手当につきましても、一般職の職員に準じて所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、議会事務局長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野村永一君） 中島議会事務局長、自席にて補足説明。

○議会事務局長（中島和哉君） それでは、私より補足説明をさせていただきます。

まず、第1条関係について説明をさせていただきます。

養老町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例新旧対照表（第1条関係）を御覧ください。

第5条の改正については、期末手当の支給率を12月に支給する場合において、0.1月分引上げをするものです。

次に、第2条関係について御説明をさせていただきます。

新旧対照表（第2条関係）を御覧ください。

第1条の改正で、期末手当の支給率が0.1月分引上げになりますが、引上げ分について一般職と同様に6月と12月に振り分ける改正を行うもので、年間の支給率について変更はございません。

続きまして、議案書の附則第1条を御覧ください。

施行日についてであります。第1条の規定は公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用します。また、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行します。

附則第2条は、この条例の施行に伴い、必要な措置を規定しております。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（野村永一君） それでは次に、日程第7、議案第50号 養老町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第50号 養老町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

養老町一般職の職員の給与が国に準じて改正されるに伴い、養老町特別職の職員の期末手当についても、一般職の職員に準じて所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務課長に補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（野村永一君） 近藤総務課長、自席にて補足説明。

○総務部総務課長（近藤晴彦君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

す。

別添資料、養老町特別職の給与に関する条例の新旧対照表 1 ページを御覧ください。
まず、改正条例（第 1 条関係）について説明をさせていただきます。

第 8 条の改正については、期末手当の支給率を 12 月に支給する場合において 0.1 月分
引上げをするものです。

次に、新旧対照表 2 ページを御覧ください。

改正条例（第 2 条関係）について、説明をさせていただきます。

第 1 条の改正で、期末手当の支給率が 0.1 月分引上げになりますが、引上げ分につい
て、一般職と同様に 6 月と 12 月で均等に配分するよう改正を行うもので、年間の支給率
については変更はございません。

次に、施行日につきましては、第 1 条の規定は公布の日から施行し、令和 5 年 4 月 1
日から適用します。また、第 2 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

附則第 2 条は、この条例の施行に伴い必要な措置を規定しております。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質
疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに
御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（野村永一君） それでは次に、日程第 8、議案第 51 号 養老町職員の給与に関する
条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第 51 号 養老町職員の給与に関する
条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

令和 5 年の人事院勧告により、国の一般職の給与に関する法律等の一部を改正する法

律（令和5年法律第73号）が令和5年11月24日に公布されたことに伴い、本町においても、国に準じて期末手当、勤勉手当、給料表等について、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務課長に補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（野村永一君） 近藤総務課長、自席にて補足説明。

○総務部総務課長（近藤晴彦君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

別添資料、養老町職員の給与に関する条例の新旧対照表1ページを御覧ください。

最初に、改正条例（第1条関係）について説明をさせていただきます。

第2条の改正については、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」とされていた手当を感染症の発生及び蔓延の初期段階からの派遣が可能になったことから、「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に変更するものです。

第19条第2項の改正については、12月に支給する期末手当の支給率を一般職員は0.1月分、再任用職員は0.05月分引上げをするものです。

第20条の改正については、12月に支給する勤勉手当の支給率を一般職員は0.1月分、再任用職員は0.05月分引上げをするものです。

第21条及び第22条の改正については、第2条の改正同様、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改めるものです。

別表第1については、給料表の改定を行うものであります。

次に、別添資料、養老町職員の給与に関する条例の新旧対照表16ページを御覧ください。

改正条例（第2条関係）について説明をさせていただきます。

第2条の改正については、新たに在宅勤務等手当の創設をするものです。

第11条の改正については、在宅勤務等手当の新設に伴い、在宅勤務等手当を支給される職員の通勤手当について、規定を設けるため改正するものです。

第11条の3の改正については、新たに創設された在宅勤務等手当について、必要な規定を設けるものです。1か月当たり平均10日を超えて在宅勤務を命じた職員に対し、月額3,000円の手当を支給することとしています。

第19条の改正については、改正条例第1条で改正した期末手当の支給率について、6月と12月で均等に配分するよう支給率を平準化する改正で、年間の支給率については変更はございません。

第20条の改正については、改正条例第1条で改正した勤勉手当の支給率について、6月と12月で均等に配分するよう支給率を平準化する改正で、年間の支給率については変

更はございません。

第22条の改正については、手当の支給方法に関する規定に在宅勤務等手当を加えるものです。

次に、施行日につきましては、第1条の規定は公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用します。また、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行します。

附則第2条については、給与の支給についての必要な措置を規定しております。また、附則第3条については、町の規則への委任規定としております。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（野村永一君） それでは、次に、日程第9、議案第52号 養老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第52号 養老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

令和5年の人事院勧告を受け、養老町一般職の職員の給与が国に準じて改正されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務課長に補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（野村永一君） 近藤総務課長、自席にて補足説明。

○総務部総務課長（近藤晴彦君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

す。

別添資料、養老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の新旧対照表を御覧ください。

第3条の改正については、令和5年の人事院勧告により、令和6年4月1日から在宅勤務等手当が新たに創設されるため、フルタイム会計年度任用職員に対し、支給できるよう改正を行うものです。

第8条の2の改正につきましては、新たに創設される在宅勤務等手当について、必要な規定を新たに設けるものです。支給要件については、常勤の職員と同様となります。

第13条の改正につきましては、人事院勧告による給与条例の改正に伴い、フルタイム会計年度任用職員の期末手当について、給与条例を引用している規定について改正を行うものです。

第21条の改正につきましては、フルタイム会計年度任用職員同様、パートタイム会計年度任用職員の期末手当について、給与条例を引用している規定について改正を行うものです。

次に、施行日につきましては、令和6年4月1日から施行します。

附則第2項につきましては、令和6年度に支給する期末手当に関する特例を規定しております。期末手当の支給月数は、令和5年度から段階的に引上げを行っており、令和6年度は年間2.1月とします。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（野村永一君） それでは次に、日程第10、議案第53号 養老町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第53号 養老町税条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）が令和5年3月31日に公布され、同法の一部が令和6年1月1日以降に施行されることに伴い、養老町税条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、税務課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野村永一君） 永嶺税務課長、自席にて補足説明。

○総務部税務課長（永嶺早苗君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

別添資料の養老町税条例新旧対照表の1ページを御覧ください。

第26条の10につきましては、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除において、控除することができなかった金額がある場合、当該控除不足額による納付または納入先に森林環境税を加えるものです。

次に、第28条の3の2につきましては、給与所得者の扶養親族等申告書において、記載すべき事項が前年の申告内容と異動がない場合は、その異動がない旨の記載に変えることができることとするものであります。かつ項ずれを改めるものです。

次に、3ページを御覧ください。

第29条の2につきましては、国税である森林環境税について、個人の町民税の均等割と併せて賦課徴収する規定を設けるものです。

次に、第31条につきましては、個人の町民税の納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税額を加えるものです。

次に、第32条の2の2につきましては、特別徴収の方法により徴収する給与所得に係る個人の所得割額及び均等割額に森林環境税額を含む旨を規定するものです。

次に、5ページを御覧ください。

第32条の5につきましては、特別徴収義務者から納入された給与所得に係る特別徴収税額が納税者から徴収すべき税額を超える場合に、当該納税者の未納に係る徴収金がある場合は、市町村徴収金関係過誤納金として納付または納入することができるものとし、当該未納に係る徴収金を納付または納入することを委託したものとみなすものです。

次に、6ページを御覧ください。

第32条の5の2につきましては、特別徴収の方法により徴収する公的年金等に係る個人の所得割額及び均等割額に森林環境税額を含む旨を規定するものです。

次に、7ページを御覧ください。

第32条の5の6につきましては、特別徴収義務者から納入された年金所得に係る特別徴収税額が特別徴収対象年金所得者から徴収すべき税額を超える場合に、当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金がある場合は、市町村徴収金関係過誤納金として納付または納入することができるものとし、当該未納に係る徴収金を納付または納入することを委託したものとみなすものです。

次に、8ページを御覧ください。

附則第12条の2及び第13条の2につきましては、軽自動車税において、不正により生じた納付不足額について、不正を行った自動車メーカー等を納税義務者とみなし、納付不足額を徴収する際に加算する割合を10%から35%に引き上げるものです。

最後に、議案3ページを御覧ください。

附則第2条につきましては、今回の改正に伴う町民税に関する経過措置を、附則第3条につきましては、軽自動車税に関する経過措置を規定しております。

施行日につきましては、この条例は令和6年1月1日から施行します。ただし、第28条の3の2の改正規定及び附則第2条第2項の規定は、令和7年1月1日から施行します。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（野村永一君） それでは次に、日程第11、議案第54号 養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第54号 養老町国民健康保険税条例

の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）が令和5年5月19日に公布され、令和6年1月1日より施行されることに伴い、国民健康保険被保険者のうち、出産する被保険者の所得割額並びに均等割額について減額する措置が新しく創設され、本条例についても所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、住民環境課長に補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（野村永一君） 伊藤住民環境課長、自席にて補足説明。

○住民福祉部住民環境課長（伊藤めぐみ君） それでは、私のほうから補足説明させていただきます。

別添資料、養老町国民健康保険税条例の新旧対照表1ページを御覧ください。

現在、国民健康保険に加入する被保険者については、医療費分、後期高齢者支援金分、介護分それぞれにより算出される金額の総計を国民健康保険税として賦課し、納付いただいているところでございます。

今回の改正は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）の施行に伴い、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和5年政令第243号）及び全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和5年厚生労働省令第95号）が令和5年7月20日付で公布され、国民健康保険税の改正部分については、原則として令和6年1月1日から施行されることとなりました。

これに伴い、第25条第3項では、令和6年1月以後に出産される被保険者の負担軽減を目的として、単胎出産であれば産前一月、出産月並びに産後二月の計4か月、多胎出産であれば産前三月、出産月並びに産後二月の計6か月の所得割額及び平等割額の減額を行うもので、各号にて所得割額及び均等割額に係る医療分、後期高齢者支援金分及び介護分の減額について規定するものであります。

次に、第26条の3では、第25条第3項に該当する場合に届出を行うことを規定するほか、その申請を行うに際し、必要な根拠書類について定めるものであります。

施行日につきましては、令和6年1月1日から施行するものでございます。

この条例による改正後の養老町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用することとして、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお

従前の例によるものとします。

以上で、議案第54号 養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（野村永一君） それでは次に、日程第12、議案第55号 養老町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第55号 養老町手数料条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

高圧ガス保安法等の一部の改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和5年政令第276号）が令和5年9月6日に公布されたことに伴い、養老町手数料条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、予防課長に補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（野村永一君） 辻予防課長、自席にて補足説明。

○予防課長（辻 政人君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定められる手数料の標準額については、地方分権推進計画に基づき、定期的に見直しが行われているところです。

今回の改正につきましては、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）の完成検査の手数料の減額対象となる高圧ガス保安法の完成検査に認定高度保安実施者が行う完成検査が追加されることに伴い、養老町手数料条

例の一部を改正するものです。

改正箇所につきましては、別添資料の養老町手数料条例新旧対照表の1ページを御覧ください。

別表8の項中、貯蔵施設等設置完成検査手数料のうち「又は第3項に規定する」を「若しくは第3項又は同法第39条の22第1項の規定に基づき」に改め、同項中「、かつ」を削るものです。

次に、施行日につきましては、公布の日から施行するものです。

以上で、議案第55号 養老町手数料条例の一部を改正する条例についての補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

これより暫時休憩といたします。再開は午前10時45分といたします。

（午前10時30分 休憩）

（午前10時44分 再開）

○議長（野村永一君） 休憩を解き、再開いたします。

○議長（野村永一君） それでは、次に、日程第13、議案第56号 養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第56号 養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和5年内閣府令第67号）が令和5年9月15日に公布されたことに伴い、本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、子ども課長に補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野村永一君） 香川子ども課長、自席にて補足説明。

○住民福祉部子ども課長（香川明美君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

別添資料の養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表を御覧ください。

改正府令は、市町村が条例を定めるに当たっての従うべき基準とされていることから、本条例を改正するものであります。

第16条第1項第2号については、改正府令で引用する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、認定こども園法（平成18年法律第77号）第3条第11項が同条第10項に繰り上がることに伴い、「同条第11項」を「同条第10項」に改正するものであります。

第36条第3項及び第37条第3項につきましては、改正府令において読替規定の改正が行われたことに伴い、本条例においても同様に改正するものであります。

施行日につきましては、公布の日から施行します。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第14、議案第57号 養老町上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第57号 養老町上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

農業集落排水事業につきましては、令和6年4月1日からの地方公営企業法の法適用に向け、本条例等の所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、水道課長に補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（野村永一君） 加納水道課長、自席にて補足説明。

○産業建設部水道課長（加納康宏君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

この条例は、本則にて、養老町上下水道事業の設置等に関する条例の一部改正し、附則にて関係条例8件の一部改正をする構成となっております。

まず、本則から説明をさせていただきます。

別添資料の養老町上下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表の1ページを御覧ください。

最初に、第1条第2項は、既存の公共下水道事業に農業集落排水事業を加えたものを下水道事業と改めるものです。これにより、第3項は中部浄化センターを公共下水道事業の終末処理場とするとともに、第4項は農業集落排水事業の終末処理場の名称及び位置を定める規定を加えるものです。

続いて、第1条の2及び第2条第1項は、公共下水道事業に農業集落排水事業を加えたものを下水道事業と改めたことに伴い、新たに農業集落排水事業の経営の規模を示す規定の整備です。

続いて、第3条第2項も公共下水道事業に農業集落排水事業を加えたものを下水道事業と改めたことに伴う規定の整備です。

続いて、第5条は、地方自治法の改正による引用条項の条ずれに伴い、改正するものです。

続いて、第7条は、農業集落排水事業を加えた下水道事業の事務の権限が町長から下水道事業管理者である町長に移ることに伴い、規定の整備を行うものです。

次に、本条例改正に伴い、関係条例の改正を行う附則第2項から第9項までの説明をさせていただきます。

別添資料4ページの養老町部設置条例新旧対照表（附則第2項関係）から12ページの養老町下水道事業受益者負担に関する条例新旧対照表（附則第9項関係）までを御覧く

ださい。

まず、附則第2項、養老町部設置条例の一部を改正する条例については、農業集落排水事業の組織が改正後の養老町上下水道設置等に関する条例で規定することに伴い、産業建設部の分掌事務から農業集落排水事業を削るものです。

続いて、附則第3項、養老町特別会計条例の一部を改正する条例については、農業集落排水事業特別会計を公営企業会計へ移行することに伴い、農業集落排水事業特別会計の規定を削るものです。

続いて、附則第4項、養老町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、農業集落排水事業の設置及び施設の名称等を改正後の養老町上下水道設置等に関する条例で規定するため、題名から設置を削り、第2条及び第3条を削除します。また、本則の条例改正に合わせて、第6条、第11条及び第20条は、事務の権限が町長から下水道事業管理者である町長に移ることに伴い、規定の整備を行うものです。

続いて、附則第5項、養老町農業集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例についても、事務の権限が町長から下水道事業管理者である町長に移ることに伴い、規定の整備を行うものです。

続いて、附則第6項、養老町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例については、公共下水道事業に農業集落排水事業を加えたものを下水道事業と改めたこと及び事務の権限が町長から下水道事業管理者である町長に移ることに伴う規定の整備です。

続いて、附則第7項、養老町上水道事業給水条例の一部を改正する条例については、過料に関する事項は本来の町長の専属的権限であるため、「第38条及び第39条を除き」を加える規定の整備を行うものです。

続いて、附則第8項、養老町下水道条例の一部を改正する条例及び附則第9項、養老町下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例についても、事務の権限が町長から下水道事業管理者である町長に移ることに伴う規定の整備です。

施行日については、この条例は令和6年4月1日から施行します。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、産業建設委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、産業建設委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、産業建設委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（野村永一君） それでは次に、日程第15、議案第58号 養老町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第58号 養老町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

令和6年4月1日から一般職と同様に在宅勤務等手当が新設されることに伴い、企業職員の給与の種類について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務課長に補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（野村永一君） 近藤総務課長、自席にて補足説明。

○総務部総務課長（近藤晴彦君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

別添資料、養老町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の新旧対照表を御覧ください。

まず、第2条第3項の改正については、令和5年の人事院勧告により、一般職同様、企業職員についても在宅勤務等手当を支給できるよう改正を行うものです。

次に、第7条の2については、新設する在宅勤務等手当の支給要件について規定するものです。支給要件については、一般職と同様になります。

次に、施行日につきましては、令和6年4月1日から施行します。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査したいと思えますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（野村永一君） それでは次に、日程第16、議案第59号 養老町火災予防条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第59号 養老町火災予防条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和5年総務省令第48号）等の公布に伴い、本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、予防課長に補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（野村永一君） 辻予防課長、自席にて補足説明。

○予防課長（辻 政人君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

別添資料の養老町火災予防条例新旧対照表の1ページを御覧ください。

第11条第1項3号の2にあっては、基本的な安全対策を目的とした規定であり、キュービクル式に限定して求めるものではなく、共通的に求められる措置として適正化を図るものです。

次に、別添資料の新旧対照表の2ページを御覧ください。

第13条にあっては、蓄電池設備の現行の規制は、主に開放型の鉛蓄電池を想定した基準でしたが、材料、構造の多様化が進み、さらなる普及の拡大や大容量化が見込まれるため、蓄電池設備の種別や安全性に応じた所要の改正を行うものです。

次に、別添資料の新旧対照表の3ページの下を御覧ください。

第44条の別表第3にあっては、固体燃料を使用する厨房設備（炭火焼き器）の離隔距離について、従前は炉等の一般規定が適用されており、大幅な離隔距離を必要とするため設置する場所が限られていましたが、防火上の安全措置が講じられたものもあることから、基準の見直しが行われたものです。

この条例の施行日につきましては、令和6年1月1日からの施行となります。

以上で、議案第59号 養老町火災予防条例の一部を改正する条例についての補足説明

とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第17、議案第60号 養老町公共下水道施設管理運営基金条例等を廃止する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第60号 養老町公共下水道施設管理運営基金条例等を廃止する条例についての説明をさせていただきます。

公共下水道事業については、償還元金の財源として、また農業集落排水事業及びコミュニティ・プラント事業については、維持管理費の財源として基金の全額を取崩しを行うことに伴い、養老町公共下水道施設管理運営基金条例、養老町農業集落排水施設管理運営基金条例及び養老町コミュニティ・プラント事業基金条例を廃止にするものでございます。

詳細につきましては、水道課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野村永一君） 加納水道課長、自席にて補足説明。

○産業建設部水道課長（加納康宏君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

公共下水道事業、農業集落排水事業、コミュニティ・プラント事業の各基金の財源としましては、受益者負担金等により積み立てられました。現在、本町の各事業においては、拡張整備事業は終了し、維持管理事業に移行しており、新たな基金の積立ではないことから各基金を廃止することといたします。

施行日については、この条例は令和6年4月1日から施行します。なお、既存の各基金につきましては、全部処分して維持管理費等の財源に充当することといたします。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、産業建設委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 10番 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） 3基金、公共下水道、農業集落排水、コミュニティ・プラントの基金を廃止して、この基金は維持管理費に使用するという今説明がありました。コミュニティ・プラントにつきましては一般会計でやっておる事業です。農業集落は特別会計で今までやってきました。今度公共下水道の中に組み入れられるということですので、この基金の行き先、そうしてから今後のいわゆるコミュニティ・プラントにつきましても農集と同様のような施設でございますので、農集の3倍、300件以上が加入しておるコミュニティ・プラントをこのまま一般会計で対応していくのか、その考え方をお尋ねいたします。

○議長（野村永一君） 加納水道課長、自席にて答弁。

○産業建設部水道課長（加納康宏君） ただいまの松永議員の質問につきまして、実務的な内容となりますので、私のほうから御回答させていただきます。

農業集落排水事業の基金の行き先ということですが、残額といたしましては4,858円となりますので、そのまま今年度、維持管理費のほうに充てさせていただく予定でございます。また、コミュニティ・プラント事業につきましては、今後につきましても一般会計のほうで対応するという形になってくることとなります。以上でございます。

○議長（野村永一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、産業建設委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、産業建設委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第18、議案第61号 令和5年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第61号 令和5年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更についての御説明をさせていただきます。

養老町立食肉事業センター特別会計につきましては、今回、議案第65号にて令和5年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第1号）で、関係職員費の増加に伴い、一般会計から繰入金を338万円増額をしております。町立食肉事業センターの関係職員費につきましては、一般会計からの繰入金を充てておりますので、今回の補正により繰入総額を8,848万2,000円に変更するものでございます。

以上で、議案第61号 令和5年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更についての説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第19、議案第62号 令和5年度養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れの変更についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第62号 令和5年度養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れの変更について御説明をさせていただきます。

養老町農業集落排水事業特別会計につきましては、今回、議案第66号の令和5年度養老町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）で、農業集落排水施設管理運営基金

繰入金の計上に伴い、一般会計からの繰入金を4,000円減額しております。

農業集落排水事業費につきましては、一般会計からの繰入金を充てておりますので、今回の補正により繰入総額を2,446万9,000円に変更するものでございます。

以上で、議案第62号 令和5年度養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れの変更についての説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第20、議案第63号 令和5年度養老町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第63号 令和5年度養老町一般会計補正予算（第5号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ3億4,795万2,000円を追加し、予算総額を125億4,599万9,000円とするものでございます。

主な補正の内容は、人事院勧告等による人件費の増、物価高騰に伴う低所得世帯支援事業、障害者自立支援給付事業、私立保育園等の整備事業などでございます。

詳細につきましては、それぞれ総務部長、住民福祉部長、産業建設部長、教育委員会事務局長に補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野村永一君） 川口総務部長、自席にて補足説明。

○総務部長（川口智也君） それでは、私のほうから総務部関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、歳出から説明させていただきます。

まず人件費についてですが、各科目でそれぞれ所要額を補正しておりますので、一括して説明をさせていただきます。

22ページの給与費明細書について説明をさせていただきます。

まず、特別職の長等につきましては、期末手当で6万2,000円の増額、共済費で16万8,000円の増額であります。議員につきましては、期末手当で34万4,000円の増額であります。

次に、23ページの一般職について説明させていただきます。

報酬については90万6,000円の増額、給料については613万7,000円の増額、職員手当等については2,360万4,000円の増額、共済費については1,214万5,000円の増額であります。

報酬及び給料の増額の理由といたしましては、最低賃金額の上昇や人事院勧告による給与改定に伴う増額となります。

職員手当の増額のうち、期末手当及び勤勉手当について、人事院勧告による制度改正に伴い425万5,000円の増額、時間外勤務手当として1,470万9,000円の増額、その他手当については、異動等に伴い464万円の増額であります。

次に、18、19ページを御覧ください。

款9消防費、項1消防費、3目防災費の災害対策事業では、従前より議員、職員等に貸与しております防災服等を視認性の高い機能的なものに更新する費用及び現地災害対策本部等で使用するためのテント購入費として722万4,000円を増額しました。

次に、20、21ページを御覧ください。

款12公債費、項1公債費では、借入利率の変更等に伴い、1目元金で98万1,000円を増額し、2目利子で25万6,000円を増額しました。

続いて、歳入について説明をさせていただきます。

8、9ページを御覧ください。

款9地方特例交付金、項2新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金では、中小事業者が所有する減却資産などに係る固定資産税等の軽減措置に伴う減収を補填するための交付金として、637万3,000円を計上しました。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として1億5,778万7,000円を計上し、該当事業へ財源充当しました。

充当先事業につきましては、14、15ページの款3民生費、項1社会福祉費、1目社会福祉総務費の物価高騰に伴う低所得世帯支援事業に1億5,768万円を充当しました。また、項2児童福祉費、1目児童福祉総務費の子育て世帯臨時特別給付金給付事業に10万

7,000円を充当し、財源更正を行いました。

次に、10、11ページを御覧ください。

款17寄附金、項1寄附金、1目総務費寄附金の地域振興費寄附金では、3社から御寄附をいただきましたので、705万3,000円を増額いたしました。

寄附金の充当については、先ほど説明した款9消防費、項1消防費、3目防災費の災害対策事業に同額を充当いたしました。

款19繰越金、項1繰越金、1目繰越金では、財源が不足する額1億1,893万9,000円を増額いたしました。

次に、5ページを御覧ください。

第2表 地方債補正では、事業の見送りにより児童福祉施設整備事業債3,160万円を廃止といたしました。

以上で総務部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 近藤住民福祉部長、自席にて補足説明。

○住民福祉部長（近藤真由美君） それでは、私のほうから住民福祉部関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、歳出から説明させていただきます。

12、13ページの款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費の社会保障・税番号制度システム整備事業では、戸籍の附票等への読み仮名表記におけるシステム改修費等として1,261万円を増額しました。

次に、14、15ページを御覧ください。

款3民生費、項1社会福祉費、1目社会福祉総務費の障害者自立支援給付事業では、コロナウイルスが5類に移行したことに伴うサービスの増加により、扶助費など1億4,867万9,000円を増額いたしました。障害者地域生活支援事業でも地域生活支援サービスの利用増加に伴い、委託料53万7,000円を増額いたしました。

国民健康保険特別会計繰出金では、職員給与費の所要額のほか、保険給付費等の増額により454万円を増額いたしました。

介護保険事業特別会計繰出金では、事業費の増額に伴う町負担金の増額により1,344万7,000円を、介護サービス事業特別会計繰出金では、職員給与費の所要額8万3,000円を増額いたしました。

精神障害者小規模作業所等交通費助成事業では、申請件数の増加により9万円を増額しました。

物価高騰に伴う低所得世帯支援事業では、国によるデフレ完全脱却のための総合経済対策として、低所得世帯（住民税非課税世帯）に対する1世帯当たり7万円の支援を行う方針が閣議決定されたことを受け、2,200世帯に7万円を給付するため、諸経費合わせて1億5,768万円を新たに計上しました。

3目福祉医療費では、乳幼児及び重度心身障害者の医療機関受診が増えたことに伴い、福祉医療事務事業では81万3,000円を、乳幼児等医療事業では1,695万5,000円を、重度心身障害者医療事業では584万3,000円をそれぞれ増額いたしました。

4目、国民年金事務費では、市町村国民年金事務費交付金の額が決定されましたので、償還金1万8,000円を増額いたしました。

項2児童福祉費、1目児童福祉総務費の障害児通所給付事業では、利用者の増加に伴い、扶助費3,381万7,000円を増額いたしました。

また、私立保育園等整備事業では、私立保育の園舎整備に対し支援する予定をしておりましたが、本年度内に施設整備が実施されないこととなったことから、1億1,850万9,000円を減額いたしました。

また、新型コロナウイルス感染症対策事業では、令和2年度に給付した子育て世帯臨時特別給付金及び子育て世帯応援給付金の事業実績報告の訂正に伴い生じた返還金6万円、子育て世帯臨時特別給付金給付事業では、令和3年度に給付した給付金の事業実績報告の訂正に伴い生じた返還金30万円を計上いたしました。

次に、款4衛生費、項1保健衛生費、1目保健衛生総務費の母子保健事業では、令和4年度の母子保健衛生費国庫補助金精算に伴う返還金18万9,000円を、2目予防費の予防接種事業では、令和4年度の感染症予防事業等負担金精算に伴う返還金19万4,000円を、また新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業では、令和4年度（令和3年度繰越分）の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金精算に伴う返還金2,000円をそれぞれ計上いたしました。

次に、8、9ページの歳入について説明させていただきます。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、1目民生費国庫負担金では、障害者自立支援給付費負担金を7,407万1,000円増額し、低所得者保険料軽減負担金を15万1,000円減額、障害児通所給付費負担金は1,690万8,000円増額いたしました。

国民健康保険基盤安定負担金では、国民健康保険産前産後減額国庫負担金として12万6,000円を増額しました。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、1目総務費国庫補助金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金を1,261万円増額しました。

2目民生費国庫補助金では、障害者地域生活支援事業費補助金を501万4,000円減額し、障害者総合支援事業補助金を23万7,000円増額しました。

また、就学前教育・保育施設整備交付金7,900万6,000円を減額しました。

次に、款15県支出金、項1県負担金、1目民生費県負担金では、障害者自立支援給付費負担金を3,703万5,000円増額し、低所得者保険料軽減負担金を7万5,000円減額、障害児通所給付費負担金を845万4,000円増額いたしました。

また、国民健康保険基盤安定負担金では、国民健康保険産前産後減額県費負担金とし

て6万3,000円を増額しました。

項2県補助金、2目民生費県補助金では、障害者地域生活支援事業費補助金を250万7,000円減額し、精神障害者小規模作業所等交通費助成事業費補助金を4万5,000円、福祉医療費助成事業審査支払事務費を40万6,000円、乳児医療費補助金を27万2,000円、重度心身障害者医療費補助金を292万1,000円それぞれ増額しました。

次に、10、11ページを御覧ください。

款20諸収入、項4雑入、1目過年度収入では、令和4年度（令和3年度繰越分）新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の追加交付分として、28万2,000円を計上いたしました。

2目雑入では、令和2年度の子育て世帯応援給付金、令和2年度及び令和3年度の子育て世帯臨時特別給付金の返還金36万円を増額いたしました。

また、令和4年度の後期高齢者療養給付費負担金精算金2,125万5,000円、令和4年度の後期高齢者保健事業費負担金精算金96万5,000円をそれぞれ計上いたしました。

款21町債、項1町債、1目民生債では、児童福祉施設整備事業債3,160万円を減額いたしました。

すみません。先ほど読み上げた中で訂正させていただきます。

私、物価高騰に伴う低所得者世帯事業で、閣議決定をされたと申し上げましたが、補正予算が成立したことに伴いということに訂正させていただきます。

以上で住民福祉部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 大倉産業建設部長、自席にて補足説明。

○産業建設部長（大倉 修君） それでは、私のほうから産業建設部関係の補足説明をさせていただきます。

初めに、16、17ページの歳出から説明をさせていただきます。

款4衛生費、項2清掃費、3目コミュニティプラント管理費のコミュニティプラント維持管理事業では、コミュニティ・プラント事業基金を全部処分（取崩し）することに伴い、基金残高の6万2,000円を同事業に充当、財源更正いたしました。

また、同じく款4衛生費の項3水道費、1目水道整備費の消火栓設置負担金では、上水道事業会計における消火栓設置数の増加により75万円を増額いたしました。

続いて、款6農林水産業費、項1農業費、3目農業振興費の農業集落排水事業特別会計繰出金では、農業集落排水施設管理運営基金の全部処分（取崩し）するため、基金残高の4,000円を減額いたしました。

また、同じく項1農業費、4目畜産業費の食肉事業センター特別会計繰出金では、職員の異動等に伴う食肉事業センター関係職員費の不足分338万円を増額いたしました。

続いて、款6農林水産業費、項2林業費、2目林業振興費の有害鳥獣駆除事業費では、本年8月に発生した揖斐教習射撃場の豪雨災害復旧のため、同射撃場運営協会の負担金

追加分として27万7,000円を増額いたしました。

続いて、18、19ページ、款8土木費、項4都市計画費、3目下水道整備費の公共下水道事業会計負担金では、公共下水道施設管理運営基金を全部処分（取崩し）するため、基金残高の8万円を減額いたしました。

次に、10、11ページの歳入について説明をさせていただきます。

款18繰入金、項1基金繰入金、6目コミュニティ・プラント事業基金繰入金では、コミュニティ・プラント事業基金を全部処分（取崩し）するため、6万2,000円を増額いたしました。

以上で産業建設部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 中島教育委員会事務局長、自席にて補足説明。

○教育委員会事務局長（中島恵美君） それでは、私のほうから教育委員会関係の補足説明をさせていただきます。

18、19ページの歳出から説明させていただきます。

款8土木費、項4都市計画費、2目公園管理費の中央公園維持管理整備事業費では、中央公園の電気料の高騰等により不足分を追加するもので、光熱水費67万4,000円を増額いたしました。

また、中央公園野球場において、令和8年に東日本2部軟式野球大会及び令和10年、11年には高円宮賜杯全日本学童軟式野球大会が開催されることとなり、本会場の改修整備工事が必要となるため、それに伴う実施設計委託業務料として719万4,000円を計上いたしました。

次に、款10教育費、項4社会教育費、2目社会教育総務費の職員管理費では、中央公民館、図書館及び産業文化会館の会計年度任用職員の報酬において、県の最低賃金の改訂に伴い、当該職員の時給単価が引き上げられることとなったため、その不足分を追加するもので63万8,000円を増額いたしました。

続いて、埋蔵文化財保護・多芸七坊測量調査事業では、日吉遺跡の土地開発事業に伴う試掘調査の追加分が必要となったため、埋蔵文化財試掘・立会調査支援業務を実施する委託料として、321万1,000円を増額いたしました。

次に、3目公民館費では、社会教育施設の電気料の高騰に伴い、中央公民館をはじめ、産業文化会館を含む各地区公民館の電気料の不足分を追加するもので、公民館維持管理費として201万2,000円、産業文化会館維持管理費として21万6,000円、地区公民館維持管理費として109万円をそれぞれ増額いたしました。

次に、地区公民館活動費では、県の最低賃金の改訂に伴う各地区公民館長及び公民館主事補の時給単価が引き上げられたことに加え、コロナが5類に移行され、各地域における公民館活動が活発になったことから、当初予算より報酬の不足が見込まれるため、不足分として26万8,000円を増額いたしました。

次に、20、21ページを御覧ください。

項5保健体育費、1目保健体育総務費の社会体育施設維持管理費では、養老町スマイルグラウンド及び笠郷テニスコートの電気料の高騰に伴い、その不足分を追加するため5万7,000円を増額いたしました。

続いて、10、11ページの歳入について御説明させていただきます。

款20諸収入、項4雑入、2目雑入では、産業文化会館の電気料について、当施設が高田公民館と商工会とで共有していることから、商工会負担金として8万1,000円を計上いたしました。

以上で教育委員会関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 11番 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 今回、一般会計補正予算の歳入歳出の説明欄ですが、「障害者」「障害児」と漢字での表記がたくさんあります。障害に関わる「害」の平仮名を表記するために条例や規則で改めているのは、山形県と指定都市の新潟市と福岡市の1県2市だということを承知しているわけですが、岐阜県は平成20年4月1日から県が作成する公文書において、「障害」の漢字から「障がい」の平仮名、「障がいのある人」などと表記することを基本としていますが、漢字表記を変更しないものとして条例や規則、法令、条例などに規定される用語、名称、団体、固有名詞としております。

養老町は人権擁護の町の宣言、そして先日開かれた人権推進大会を踏まえながら、この漢字の「害」を平仮名「がい」に表記するために、1県2市のような条例や規則で定めているお考えについて伺っておきたいと思います。

○議長（野村永一君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） おっしゃるとおりでして、条例とか規則で定めるもの以外は平仮名表記、ただ、一般的に補助金等の申請の中で向こうからの通知なんかでもこのような形で、そこでの変換ミスとかそういうのがあるといけませんので、その辺のところを十分精査しながら今後気をつけたいというふうに考えておりますのでよろしく申し上げます。

○議長（野村永一君） そのほか質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（野村永一君） それでは、次に、日程第21、議案第64号 令和5年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第64号 令和5年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ459万円を追加し、予算総額を35億4,711万7,000円とするものでございます。

補正する主な内容につきましては、職員給与費の所要額のほか、保険給付費の増額に伴うものでございます。給与費明細書につきましては、10ページに添付してございます。

詳細につきましては、住民環境課長に補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野村永一君） 伊藤住民環境課長、自席にて補足説明。

○住民福祉部住民環境課長（伊藤めぐみ君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

最初に、8、9ページの歳出について御説明申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、1目一般管理費では、職員給与の所要額として、国民健康保険関係職員費339万9,000円を、経常事務費として3万7,000円を増額いたしました。

款2保険給付費、項4出産育児諸費、1目出産育児一時金では、出産育児一時金の支給額の増額に伴い、80万円を増額するものです。

款4保健事業費、項2保健事業費、1目保健衛生普及費では、職員給与の所要額として35万4,000円を増額いたしました。

次に、6、7ページの歳入について御説明申し上げます。

款5繰入金、項1他会計繰入金、1目一般会計繰入金では、職員給与費等繰入金として375万3,000円を増額し、出産育児一時金等繰入金として53万4,000円を増額、国民健康保険産前産後繰入金として25万3,000円を増額いたしました。

款8国庫支出金、項1国庫補助金、3目出産育児一時金臨時補助金では、出産育児一

時金臨時補助金として5万円を増額いたしました。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第22、議案第65号 令和5年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第65号 令和5年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第1号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ338万円を追加し、予算総額を1億6,308万円とするものでございます。

補正の主な内容につきましては、歳出においては職員費の所要額を、歳入においては一般会計の繰入金額を増額するものでございます。

詳細につきましては、参事兼産業観光課長に補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野村永一君） 竹中産業観光課長、自席にて補足説明。

○産業建設部参事兼産業建設部産業観光課長（竹中 修君） それでは、補足説明をさせていただきます。

最初に、8、9ページの歳出について御説明申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、1目一般管理費では、食肉事業センター関係職員費において、職員の異動等に伴う人件費不足分338万円を増額しました。

次に、6、7ページの歳入について御説明申し上げます。

款4繰入金、項1他会計繰入金、1目一般会計繰入金では338万円を増額いたしまし

た。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第23、議案第66号 令和5年度養老町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案66号 令和5年度養老町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出の増減はなく、歳入の財源更正のみとなっております。

初めに、4ページ、5ページの歳入を御覧ください。

款4繰入金、項1他会計繰入金、1目一般会計繰入金では、養老町農業集落排水施設管理運営基金を全額取り崩しすることに伴い、一般会計からの繰入金を4,000円減額するものでございます。同款第2項基金繰入金及び1目農業集落排水施設管理運営基金繰入金の科目を新設し、4,000円増額するものでございます。

以上で、議案第66号 令和5年度養老町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の提案説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第24、議案第67号 令和5年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第67号 令和5年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ9,391万円を追加し、予算総額を30億2,190万7,000円とするものでございます。

補正する主な内容は、職員給与費の所要額のほか、保険給付費の各種サービス給付費増加に伴う給付費などを予算必要計上しております。

詳細につきましては、健康福祉課長に補足説明させますので、十分審議賜りますようお願いいたします。

○議長（野村永一君） 藤田健康福祉課長、自席にて補足説明。

○住民福祉部健康福祉課長（藤田勝彦君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

最初に、歳出について御説明申し上げます。

10ページ、11ページを御覧ください。

款1総務費、項1総務管理費、1目一般管理費では、介護保険事業関係職員費75万7,000円、法改正システム改修事業費47万3,000円を増額しました。給与費明細書につきましては、14ページから16ページにかけて添付してございます。

次に、款2保険給付費、項1介護サービス給付費、1目居宅介護サービス給付費、居宅介護サービス給付費負担金では、本年度のサービス利用増加等により3,610万1,000円を増額しました。

2目地域密着型介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費負担金においても、給付費の増加により2,717万7,000円を増額しました。

3目施設介護サービス給付費、施設介護サービス給付費負担金においても、3,332万3,000円を増額しました。

以下、同様に本年度の動向に基づき、4目居宅介護福祉用具購入費で31万8,000円を、6目居宅介護サービス計画給付費では505万1,000円をそれぞれ増額しました。

項2介護予防サービス給付費においても、1目介護予防サービス給付費では281万6,000円を増額し、2目地域密着型介護予防サービス給付費では238万2,000円を増額し、4目介護予防住宅改修費では85万8,000円を増額し、5目介護予防サービス計画給付費では59万6,000円をそれぞれ増額しました。

次に、12、13ページを御覧ください。

項4高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費では245万8,000円を、項5高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス費では222万8,000円を増額し、項6特定入所者介護サービス費、1目特定入所者介護サービス費では659万7,000円を減額しました。

次に、款4地域支援事業費、項1地域支援事業費、1目地域支援事業費では、職員給与の所要額として、地域支援事業関係職員費169万4,000円を減額し、項2介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費では、276万1,000円を減額しました。

款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、2目償還金では、957万6,000円を減額しました。

次に、歳入について御説明申し上げます。

6、7ページを御覧ください。

まず、款3国庫支出金、項1国庫負担金、1目介護給付費負担金では、給付費の増額に伴い2,000万6,000円を増額しました。

項2国庫補助金、1目調整交付金においても、同様に給付費の増額により533万3,000円を増額しました。

2目地域支援事業交付金（総合事業）では、人件費の補正などに伴い101万7,000円を減額し、3目地域支援事業交付金（総合事業以外の地域支援事業）では15万円を減額し、7目介護保険事業費補助金では、システム改修事業補助金23万6,000円を増額しました。

次に、款4支払基金交付金、項1支払基金交付金においても、給付費の動向により1目介護給付費交付金では、介護給付費支払基金交付金として、現年度分2,881万1,000円を増額し、2目地域支援事業交付金では109万9,000円を減額しました。

款5県支出金でも、給付費の動向により項1県負担金、1目介護給付費負担金として1,467万4,000円を増額しました。

項2県補助金、1目地域支援事業交付金（総合事業）につきましても、人件費の補正などに伴い50万9,000円を減額し、2目地域支援事業交付金（総合事業以外の地域支援

事業)では7万5,000円を減額しました。

次に、款7繰入金、項1他会計繰入金、1目介護給付費繰入金では、1,333万8,000円を増額しました。

2目地域支援事業繰入金(総合事業)では50万9,000円を減額し、3目地域支援事業繰入金(総合事業以外の地域支援事業)では7万5,000円を減額しました。

4目介護保険料軽減事業繰入金では、低所得者保険料軽減負担金交付決定により30万1,000円を減額しました。

5目その他一般会計繰入金では、職員給与費分など99万4,000円を増額しました。

次に、8、9ページを御覧ください。

款8繰越金、項1繰越金、1目繰越金では、財源調整として1,425万3,000円を充てるものです。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長(野村永一君) 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長(野村永一君) 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(野村永一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長(野村永一君) 次に、日程第25、議案第68号 令和5年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長(川地憲元君) ただいま上程賜りました議案第68号 令和5年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ8万3,000円を追加し、予算総額を2,025万4,000円とするものでございます。

補正するものの内容は、職員給与費の所要額の計上でございます。

詳細につきましては、健康福祉課長に補足説明させますので、十分御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（野村永一君） 藤田健康福祉課長、自席にて補足説明。

○住民福祉部健康福祉課長（藤田勝彦君） それでは、補足説明をさせていただきます。

最初に、8、9ページの歳出について御説明申し上げます。

款1総務費、項1施設管理費、1目一般管理費では、介護サービス事業関係職員費として、職員給与等8万3,000円を増額しました。給与費明細書につきましては、10ページに添付してございます。

次に、6、7ページの歳入について御説明申し上げます。

款4繰入金、項1他会計繰入金、1目一般会計繰入金では、職員給与等の増額により8万3,000円を増額いたしました。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第26、議案第69号 令和5年度養老町上水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第69号 令和5年度養老町上水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、収益的支出を801万3,000円増額し、補正後の予算総額を4億4,631万3,000円に、また資本的収入を75万円増額し、補正後の予算総額を2億

6,835万円に、資本的支出を778万4,000円増額し、補正後の予算総額を2億1,168万4,000円とするものでございます。

詳細につきましては、水道課長に補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（野村永一君） 加納水道課長、自席にて補足説明。

○産業建設部水道課長（加納康宏君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

2ページの収益的支出から説明をさせていただきます。

款1水道事業費用、項1営業費用、2目配水及び給水費では、配水管等漏水による緊急修繕及び配水管工事箇所の舗装補修が当初見込みより増加したことにより、修繕費を976万8,000円増額いたしました。

また、款1水道事業費用、項2営業外費用、2目消費税及び地方消費税では、修繕費及び工事請負費の増額により、消費税及び地方消費税を175万5,000円減額いたしました。

次に、3ページの資本的収入及び支出について説明をさせていただきます。

収入につきまして、款1資本的収入、項1負担金、1目他会計負担金では、上水道事業における消火栓設置数が当初見込みより増加したことにより、他会計負担金75万円を増額いたしました。

また、支出につきまして、款1資本的支出、項1建設改良費、1目配水設備拡張費では、受益者負担金工事が当初見込みより増加したことにより、工事請負費778万4,000円を増額いたしました。

以上で、議案第69号 令和5年度養老町上水道事業会計補正予算（第1号）についての補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第27、議案第70号 令和5年度養老町公共下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第70号 令和5年度養老町公共下水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、収益的支出を363万4,000円増加し、補正後の予算総額を3億4,293万4,000円とするものでございます。資本的収入につきましては、増減なしで財源更正を行うのみでございます。

詳細につきましては、水道課長に補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（野村永一君） 加納水道課長、自席にて補足説明。

○産業建設部水道課長（加納康宏君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

2ページ、収益的支出について説明をさせていただきます。

款1下水道事業費用、項1営業費用、6目資産減耗費では、公共ますの撤去に伴い固定資産除却費が増えたため、13万4,000円を増額いたしました。

次に、款1下水道事業費用、項2営業外費用、3目消費税及び地方消費税では、消費税及び地方消費税の算定のため特定収入等の見込額を考慮し、再算定した結果、当初見込額より増加したため、350万円を増額いたしました。

次に、3ページ、資本的収入について説明をさせていただきます。

款1資本的収入、項2一般会計補助金、1目一般会計補助金では、養老町公共下水道施設管理運営基金の処分により、8万円を減額いたしました。

次に、款1資本的収入、項3その他資本的収入、1目その他資本的収入では、養老町公共下水道施設管理運営基金を処分し、起債償還金の財源に充てるため、8万円を増額いたしました。

以上で、議案第70号 令和5年度養老町公共下水道事業会計補正予算（第1号）についての補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第28、選挙第4号 選挙管理委員及び同補充員の選挙についてを議題とします。

この選挙は、令和5年12月22日をもって選挙管理委員及び同補充員の任期が満了するに伴い、次期の選挙管理委員及び同補充員を地方自治法第182条の規定により、議会において選挙するものです。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定に基づく議長の指名による指名推薦にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名する指名推薦で行うことに決定しました。

それでは、ただいまから指名を行います。敬称は略させていただきます。

最初に、選挙管理委員を指名いたします。

養老町押越642番地3、若山清。養老町飯ノ木165番地、西脇敏廣。養老町栗笠70番地、近藤則昭。養老町室原631番地、高木賢治。以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 全員同意の異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました4名の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員の補充員を指名いたします。敬称は略させていただきます。

順位は読み上げ順といたします。

養老町押越35番地19、大橋秀司。養老町小倉454番地3、栗川勝次。養老町根古地41番地、藤田詳治。養老町三神町772番地24、高木和博。以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました方を選挙管理委員の補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 全員同意の異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました4名の方が選挙管理委員の補充員に当選されました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第29、発議第8号 養老町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを議題として上程いたします。

本案は議員提案の案件につき、提出者に趣旨説明を受け、質疑、討論を経て採決を行います。

それでは、提出者による趣旨説明を求めます。

8番 早崎百合子君。

○8番（早崎百合子君） ただいま上程いたしました養老町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について、趣旨説明をさせていただきます。

地方自治法の一部を改正する法律（令和4年法律第101号）が令和4年12月16日に公布されたことに伴い、地方自治法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和5年政令第41号）及び地方自治法施行令及び市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第42号）がともに令和5年3月1日に施行され、議員個人と町との請負が認められていなかったものが、法改正により政令で定める一定金額までは、議員個人による町との請負が規制の対象から除かれることとなりました。

また、この法改正について発せられました総務大臣通知（令和4年12月16日付総行第351号）では、各地方公共団体において、議員個人による請負の状況の透明性を確保するための取組を併せて行うことが適当であることとの助言がなされております。

これらを踏まえ、町議会議員と町との間の地方自治法第92条の2項に規定する請負の状況を公表することなどにより、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的として、本条例を制定するものであります。

それでは、本条例の内容について、条を追って説明申し上げます。

本条例は、第1条から5条までの構成になっております。

第1条では、本条例の目的として、養老町議会議員が養老町に対し請負をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表することなどにより、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることと規定するものです。

第2条では、報告として、前会計年度中に町と請負をした議員は、毎年6月1日から同月30日までの間に、議長に対し請負の状況を報告しなければならない旨を規定するものです。

第3条では、報告の一覧の作成及び公表として、議長は請負の状況の報告の一覧を作成するとともに、公表しなければならない旨を規定するものです。

第4条では、報告等の保存及び閲覧等として、第2条による報告及び訂正の保存期間

及び閲覧等について規定するものです。

第5条では、委任として、条例の施行に関し必要な事項は、議長が定めることを規定するものです。

最後に、附則として、この条例は公布の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用します。

以上で、養老町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の趣旨説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより提出者への質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

最後に、本日決定いたしました議案審査の付託先である総務民生委員会は12月13日水曜の午前9時30分から、産業建設委員会は同日の午前11時から、予算特別委員会は同日の午後1時30分からそれぞれ開催されるよう各委員長に要請いたします。

○議長（野村永一君） これをもちまして、本日の議会日程にあります議案の提案説明等は全て終了しました。

お諮りします。

議案精読及び委員会審査のため、明日12月12日から12月19日までの8日間は休会にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、明日12月12日から12月19日までの8日間は休会することに決定いたしました。

○議長（野村永一君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

なお、議会 2 日目は12月20日水曜午前 9 時30分より会議を開きます。

本日は、これもちまして散会いたします。御苦労さまでした。

(散会時間 午後 0 時15分)

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年12月11日

議 長 野 村 永 一

議 員 北 倉 義 博

議 員 岩 永 義 仁